

平成 31 年 3 月定例議会 議案概要		担当課	商工観光課	種別	条例
議案番号	議案第 10 号	議案名	琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について		
目的	中小企業・小規模企業の振興を目的として、その達成に向けて町や事業者、関係機関、町民などが一体となって取り組んでいくための基本理念や基本方針などについて定めるもの。				
内容	<p>1 概要</p> <p>小規模企業振興基本法(平成 26 年法律第 94 号)が制定され、地方自治体においても小規模企業の振興に関する施策の策定と実施が責務として明記された。琴浦町においても、町内事業所の 97.3%が中小企業又は小規模企業という現状にあり、社会情勢の変化や高齢化、人口減少などの課題を抱える中、中小企業・小規模企業の振興を明確に位置づけるとともに、町、事業者及び関係機関などの役割を定める。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>(1) 基本理念</p> <p>中小企業・小規模企業が地域の経済や雇用を支える担い手として重要な役割を果たしていることを基本的認識とし、中小企業・小規模企業の成長発展及び持続的発展を推進する。</p> <p>(2) 基本計画の策定と施策の推進</p> <p>町は、中小企業・小規模企業の振興に関する基本計画を策定し、次の基本的施策を推進する。</p> <p>ア 経営安定、革新 イ 経営基盤整備 ウ 人材育成や確保、雇用安定 エ 労働環境の改善 オ 事業承継の促進 カ 新事業の創出、起業支援 キ 資金調達の円滑化 ク 支援・連携ネットワークの構築 ケ 情報収集、提供</p> <p>(3) 町・企業・関係機関の役割</p> <p>ア 町 町内企業の振興施策の実施、受注機会の増大 イ 企業 経営の改善や雇用環境の整備、災害発生時の協力、 地域社会への貢献 ウ 関係機関(商工会、金融機関、教育機関) 企業経営の強化、人材育成、町の施策への協力</p> <p>(4) 町民の理解と協力</p> <p>町民は、企業が地域経済や雇用など生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、消費者として製品等の利用を通じて協力に努める。</p>				
補足事項	施行日 平成 31 年 4 月 1 日				